（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

（１）地域の災害リスク

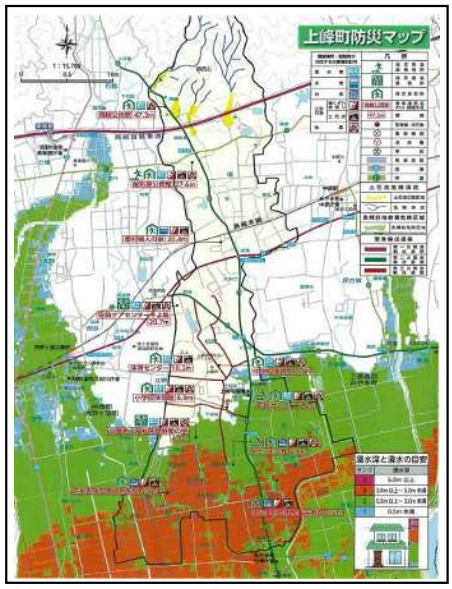
①地域の概要・立地

上峰町は、佐賀県東部のほぼ中央部に位置し、北部が丘陵及び台地、南部が沖積平野で、居住可能地の標高差約 50 メートルの北高南低の地形となっている。町の北西側は吉野ヶ里町、東南側はみやき町に隣接し、面積は 12.80 ㎢、総人口 9,922 人（男 4,787 人、女 5,135 人)、世帯数 4,072 世帯（令和 7 年 5 月末日現在外国人含む)である。地質的には、北部から深性花崗岩地帯、洪積層及び南部平坦地の沖積層にわかれており、南部平坦地は肥沃な土壌に恵まれている。河川は、脊振山系に源を発した井柳川、切通川などが低平地を流れており、有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である。本町の山地丘陵の占める割合は 5 分の 1 程度であり、急傾斜地崩壊危険個所、土石流危険渓流が鳥越、屋形原地域に集中している。

②想定される災害リスク

（洪水：上峰町防災マップ）

当町の防災マップによると、当会が立地する町中心部は浸水想定が0.5ｍから3ｍ未満の地域であり、地域の標高は8ｍである。当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。日降水量100㎜以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、8月、9月の台風シーズンの順となっている。令和元年8月27日に発生した佐賀豪雨では、県内全てに大雨特別警報が発表され、当町においても浸水被害が発生した。



＜上峰町防災マップ＞

（土砂災害：上峰町防災マップ）

当町の防災マップによると、当会が立地する地域の山地丘陵には土石流危険渓流、急傾斜崩壊危険箇所があり、土砂災害危険リスクが高い地域となっている。

（地震：J-SHIS）

当町の地震ハザードマップステーションによると、当会が立地する地域は地震時の表層地盤のゆれやすさが「中程度」の地域とされており、地震ハザードマップステーションの防災地図によると震度5強の地震が当会が位置するエリアを中心に今後50年間で10％程度の確率で発生するといわ

れている。県内及び周辺地域の活断層で本市に震度6強以上の被害をもたらす活断層は、佐賀平野北縁断層帯・水縄断層帯・日向峠-小笠木峠断層帯などが想定される。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

（サイバー攻撃）

国内外に複数の工場や営業所を有する比較的大規模な事業所はＶＰＮ（Virtual Private Network）やクラウド式サーバーへの移行により、情報管理やセキュリティに関しても高い安全性を担保されているが、小規模事業者においては、会計ソフトのクラウド化など、使用するソフトやシステム会社に依存しており、局所的かつ受動的なセキュリティ対策に留まっているケースが大半である。

さらには、依然として紙媒体や電話・FAX といったアナログによる顧客情報の管理や受発注体制も見られ、不慣れなメールの誤送信やマルウェア・ランサムウェアへの防御意識も乏しく、重要な取引情報などが一気に漏洩するリスクを孕んでいる。

（その他）

当町は、台風が来襲する頻度が高く接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月、9月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風の中心から50～150㎞付近が最も強く、過去においてたびたび被害を受けている。

大雪被害として、2016年1月24日から25日にかけて県内全域で大雪となり、当町に大雪警報が発表された。大雪や低温の影響により、市内小中学校の休校、水道管の破裂、高速道路や山間部の通行止め等の被害をもたらした。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　232社

・小規模事業者数　　170社

【内訳】　　令和７年４月１日現在

		商工業者数	小規模事業者数	備　考
商工業者	建　設　業	55	50	町内に広く分布
	製　造　業	37	21	〃
	卸・小売業	43	27	坊所に多い
	飲食店・宿泊業	21	20	〃
	サービス業	49	39	〃

	そ　の　他	27	13	
	合　計	232	170	

（３）これまでの取組（当町・当会および事業継続力強化支援計画の実施状況）

１）上峰町の取組

・上峰町地域防災計画の策定（令和２年９月）
・上峰町国土強靭化地域計画の策定（令和２年３月）
・防災備品の備蓄
・防災マップなどの配布や出前講座の開催
・災害情報共有システム（L アラート）・緊急速報メール・防災行政無線・広報車・ホームページ・ SNS （フェイスブック等）・ケーブルテレビなど複数の手段による伝達方法の整備
・上峰町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

２）上峰町商工会の取組および実施状況（第1期計画期間中実績）

・事業者 BCP や事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
・関係機関が開催する事業者 BCP セミナー情報の周知
・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援（1社）
・佐賀県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金の申請支援（1社）
・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

Ⅱ　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

第1期計画にて発災時または災害発生前の事前対策の周知啓発について一定の体系化を図り、災害発生時の迅速な情報収集や上峰町、商工会連合会、関係機関との連携に関しても明文化できたものの、前項のとおり事業継続力強化計画の策定に至った事業者は1社と、決して十分な成果とは言えない。

特に、新型コロナウィルス感染症が5類に移行したことで、管内事業者の経営状況もコロナ禍以前の水準に回復すると思われたが、原油・原材料価格の高騰、相次ぐ最低賃金の大幅見直しによる収益圧迫、深刻な人手不足、コロナ対策資金の元金返済開始、さらには2024問題など、小規模事業者の自助努力をはるかに上回る経営課題が山積していることによって、「万が一」の災害や感染症・サイバー攻撃に対する対策は優先順位が大きく後退しており、頻発する災害に対しても場当たり的な対応にとどまらざるを得なかった実態がある。

感染症においても同様で、日常生活の激変に対して、給付金や支援金によって事業活動を維持する、いわゆる「対症療法」によって乗り越えはしたものの、事前対策に対する意識は皆無であった。

また、電子帳簿保存法といったバックオフィス業務のみならず、近年は取引先とのやり取りやネ

ット通販の受発注対応等、メールやオンライン上でのやり取りが一般化していく中で、情報セキュリティに対する危機管理意識の遅れは、取引先からの信頼失墜や多額な賠償・復旧費用が発生しかねない。

このように、第1期の5年間を終えて振り返ると、年々大規模化する自然災害に加え、経験した事の無い感染症や、ブラックボックスの中で引き起こされるサイバー攻撃の頻発といった内部・外部環境の変化にもかかわらず、保険や共済といったリスクヘッジに対する予防的費用の負担も厳しく、事業継続に向けたBCPの普及が進みづらい要因となっており、職員の支援ノウハウの蓄積と事業者の意識醸成が第2期計画に向けた課題となっている。

【対策】

①事業者の事業継続力強化への取組み状況や認知度の把握

管内小規模事業者が、災害に関わらず「事業が停止する事態が発生」した際に、どのような対策を考えているかの実態把握と、BCP そのものの理解がどの程度、進んでいるかについて、日々の経営支援業務の中で個別のヒアリングを行う。

②事業者のレベルごとの周知・啓発や策定支援方法の検討

業種や業態、従業員規模や地域によって異なる事業継続力強化の手段や対策についてグルーピングし、単に既存のフォーマットに必要事項を埋め込む作業に留まらぬよう、自身の事業実態に即した危機意識を醸成することで、当事者意識とＢＣＰを身近でかつ事業継続に必要不可欠なものとしての認識を促す。

Ⅲ　目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
・災害に関しての保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
・発災後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
・サイバーセキュリティに関しても、情報管理の手段を通常業務の中に定着させる取り組みを記載することで周知・意識の喚起に繋げる。

■具体的には以下の定量目標を掲げて取り組んで行くこととする。

①年2者（発達計画の事業計画策定目標件数の2割）に対する事業者BCPの策定支援を行う。

②管内10者に対して損害保険加入推進を行う。

③上記数値目標達成のため、年1回のセミナー・説明会開催もしくは関係機関主催によるセミナ

ーへの参加勧奨を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

上峰町商工会と上峰町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１．事前の対策＞

〈１．町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握〉

・当会では各種支援施策情報等を毎年5～6回、約150名の会員へ一斉郵送しており、同周知の際にアンケート用紙を配布し、BCP に対する理解の程度や取り組み状況を調査する。

・個別事業者支援施策の補助金について毎年10～15者に対して事業計画の策定支援を行っているため、こうした事業意欲の高い事業者へ個別にヒアリングを実施する（非会員の小規模事業者との接点としても補助金申請支援は有効と考える）。

・税務相談所、労働保険事務組合、商工会青年部・女性部など、のべ100者近い事業者との定期的な接点があるため、前項同様に接触時に実態把握に努める。

〈２．小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容〉

１）小規模事業者に対する災害・感染症・サイバー攻撃リスクの周知

・巡回経営指導時に、上峰町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知する。

・会報や町報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、町の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者 BCP や事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

・テレワーク等の多様な働き方と併せて、外部からのネットワーク接続や記録デバイスの管理方法等を含めた雇用管理について社会保険労務士によるセミナー等の開催による周知を行う。
・マルウェアやランサムウェア対策といった、情報管理上の留意点について県連合会が佐賀県警と共催する「サイバーセキュリティセミナー」等への参加を促す。

２）事業継続力強化計画の策定支援

・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

３）事業継続計画の作成

・令和元年4月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に上峰町商工会事業継続計画を作成し、令和7年8月に感染症の記載を盛り込んで改正版を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に対応できる体制を構築する。
・情報管理については、当会は佐賀県商工会連合会が構築したＶＰＮ上で情報共有・運営しているため、独自に策定するのではなく、連合会が県下統一ルールのもと明文化した「仕事の進め方～危機管理編～」に沿って運用する。

〈３．フォローアップ〉

・小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者 BCP 等取組状況を確認する。
・当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

〈４．発災時から発災後の内部体制および管内小規模事業者への支援〉

１）当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

２）発災後・感染症発生時の対策＞

自然災害等において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、感染症においては社内感染者発生後の二次感染防止である。続いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当町、当会ともに十分に踏まえた上で、下記の流れにより地区内の事業者支援対策を実施する。

（１）応急対策の実施可否の確認

・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う
（電話だけでなく、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する）。
・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

（２）応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）　職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

（３）被害状況・感染者の県等への報告

・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報を佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当町へ同じく報告する。
・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当町より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。

〈報告様式〉※大規模災害の場合（その他様式は当会事業継続計画に掲載）


会員等被害状況調査

〈報告頻度〉

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期　　間	共　有　頻　度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。（必要に応じ頻度を増やす）

2週間～1か月	1日に1回共有する。
1か月～2か月	1週間に1回共有する。
2か月～3か月	2週間に1回共有する。
3か月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

・感染症について感染者発覚後、速やかに保健所の指示に従い、上峰町担当課および佐賀県商工会連合会を通じて県担当課へ報告する。

・上峰町新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

（４）発災時における指示命令系統・連絡体制

※別表２のとおり（記載箇所移動）

（５）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・当会と当町で開設方法等について協議のうえ相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

（６）地区内小規模事業者に対する復興支援

・当会、当町で協議のうえ、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。

・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

〈５．知見の共有及び事業継続力の底上げ〉

・本会 HP に管内事業者の事業継続力強化計画が奏功した事例を掲載する。

・年1回を予定しているＢＣＰ作成セミナー開催時に、作成事業者の意見や感想、実行状況の発表の場を設け、事業者間で実体験を共有する。

〈６．関係団体等との連携〉

・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。

・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

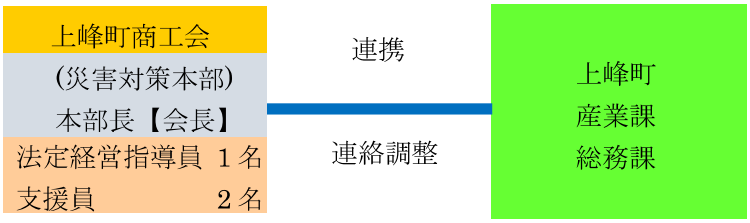
（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和7年6月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制　等）



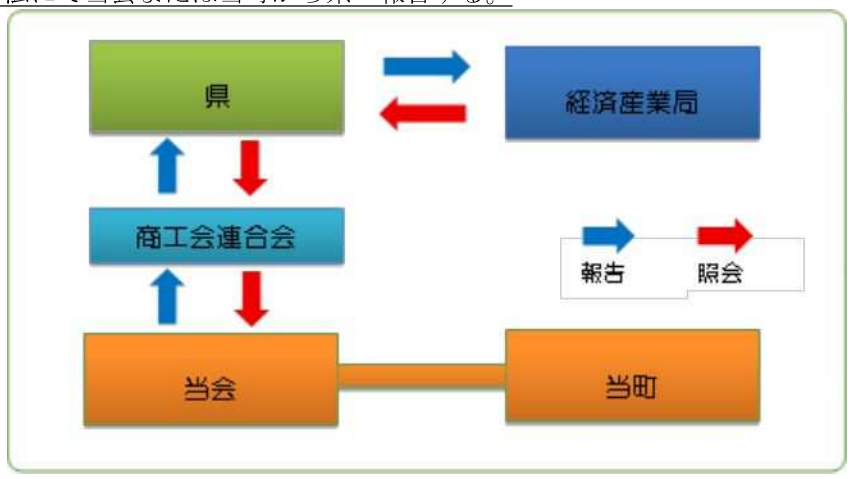
①都道府県及び関係市町村との連携体制　※（別表１より移動）

・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当町をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。

・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、前項の報告様式に基づき、あらかじめ共有しておく。

・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当町から県へ報告する。



②商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業に係る体制

・上峰町内を法定経営指導員1名と支援員2名の体制で巡回指導を行う。
　特に前牟田地区は浸水被害が最も大きなリスクとして想定されるため、事業者ごと・業種ごとに小規模事業者をグルーピングし、事業者 BCP の策定支援からフォローアップまで一体的な支援体制を構築する。

・また、保険加入に関しては日頃からしっかりとした連携体制が取れており、被害発生時の共済金の支払いも迅速に対応可能な県火災共済協同組合と支援員2名の巡回等による周知・加入推進を図る。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制
・法定経営指導員1名、支援員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
・上記で把握・検証した実施状況を当会と上峰町の協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制
・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

[redacted]（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

上峰町商工会

TEL：　０９５２-５２-９５０５　／　FAX：０９５２-５２-９５６９

E-mail：kamimine@sashoren.or.jp（代表）

②関係市町

上峰町　産業課

〒８４９-０１２３　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所３８３番地１

TEL：　０９５２-５２-７４１５　／　FAX：０９５２-５２-４９３５

E-mail：sangyou@town.kamimine.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・セミナー開催費	60	60	60	60	60
・通信費	10	10	10	10	10
・防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上峰町補助金、県補助金　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③